

II. 全世代型社会保障への改革

1. 70歳までの就業機会確保

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 70歳までの就業機会確保

・ 高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供することを通じたキャリア形成支援を行うとともに、高齢者を含めたりカレント教育を推進する。